

教育施策に関して寄せられた意見等（要旨）

意見等提出期間：令和５年５月２２日～６月３０日

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
1	教育委員会の施策と予算	教育費が増えることは大変嬉しいと思う。その予算を使ってぜひ充実した教育が進められることを期待する。	充実した教育施策を展開できるよう、今後とも、予算の効率的・効果的な執行に努めていきます。	教育政策課
2	教育委員会の施策と予算	他の区と比べて目黒区は教育費が多いのか、どのような施策により他の区から子育て世帯が流入するか（流出しないか）などの視点が欠けているので、あるとよいと思う。	また、いただいたご意見を踏まえ、教育費の他自治体との比較や様々な視点での説明を加えるなど、分かりやすい説明資料の作成に努めていきます。	教育政策課
3	1人1台タブレット端末の利活用状況	1人1台タブレット端末を活用しての授業について、わずか数年で、飛躍的に内容の充実が図られてきたと感じている。ツールの活用により個別最適な学びの充実を進めてもらいたいと思うが、一方で、リアルな体験を通じた協働的な学びの充実についても、挑戦的な取組を進めてもらいたい。また、子どもたちへの効率的な学習の提供と先生方の負担軽減にも期待する。 （計3件）	国の「GIGAスクール構想」に基づく、本区の取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。 協働的な学びについて、各学校では学校行事や児童会（生徒会）活動等を含め、学校における様々な活動の中で充実を図っています。特に、自然体験、国際交流や伝統・文化体験等の体験活動を意図的・計画的に実施することは、次代を担う子どもたちの豊かな心をはぐくむために、非常に重要であると認識しており、「めぐろ学校教育プラン」においても、「体験活動の充実」を推進施策に掲げています。 今後も、各学校が都や区の事業を効果的に活用して協働的な学びの充実を図るとともに、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで学習効果の最大化を図ることができるよう、支援していきます。	教育指導課
4	1人1台タブレット端末の利活用状況	夜10時以降にインターネットを繋げなくする施策が大変有難かった。もし、技術的に可能であれば、夜10時以降はすべてのアプリも使えない設定にしてもらいたい。	夜10時から朝6時までのインターネット接続制限は、保護者等から、「夜遅くまでインターネットを利用して困っている」とのご意見が多く寄せられたことから、設定を行ったものです。夜10時以降、すべてのアプリを使用できない設定にするかについては、今後も、保護者や各学校の声を丁寧に確認しながら、対応していきます。	学校ICT課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
5	1人1台タブレット端末の利活用状況	学校公開等でタブレット端末の活用が進んでいる様子を見て素晴らしいと思った。また、デジタル(AI)ドリルの導入により、個々に応じた出題がされる等、紙ドリルと比較してより明確に習熟度が判断できるので良いと思った。 〈計2件〉	国の「GIGAスクール構想」に基づく、本区の取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。 令和4年3月に策定した「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」では、「ICTを活用した『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上」を目標に掲げ、その具体的施策として「先端技術の効果的な学習への活用」を挙げています。先端技術の活用は、児童・生徒一人ひとりの学びの動機付けや幅広い学びの充実、学習状況の可視化に資するため、本区では、令和5年度から、全児童・生徒を対象にデジタルドリルを導入しています。 今後も、ICTを活用した教育活動を推進していきます。	教育指導課
6	1人1台タブレット端末の利活用状況	家庭にタブレットを持ち帰るかどうかは各学校の判断ということだが、各学校に任せるのではなく、元々タブレットの配布を行っている教育委員会で決まりを作るべきではないか。インターネットが夜10時以降に使えなくても、それまでに余計に見ようとして、学習や他のことをする時間がなくなり、日常生活に支障が出ている。タブレットの使用方法をめぐっては家庭内で何度も親子喧嘩になるなど、配られる前にはなかった悩みが発生し、非常に困っている。タブレットの利用は学校や授業の中だけで十分ではないか。また、紙ドリル等の代わりになり、荷物が軽くなるとの説明だが、小学校低学年には重く、バランスが悪くふらつくこともある。 〈計2件〉	区が貸与している学習用情報端末(タブレット)については教育委員会として使用ルールを定め、各学校を通して児童・生徒や保護者に周知しており、各ご家庭においても、使い方や、使う時間、場所等についてルールを定めていただくなどの取組をお願いしています。 また、区が貸与している学習用情報端末はLTE通信を活かし、学校内だけでなく場所を選ばず、校外や自宅など「どこでも」学ぶことができるのも特長の1つであり、各学校では家庭学習の質の充実のほか、非常時等における学びの保障についても考慮し、学習用情報端末の持ち帰りをしています。 持ち帰りの頻度については、児童・生徒の学習や利活用状況等に応じて柔軟に対応できるよう、各学校の判断としています。	学校ICT課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
7	1人1台タブレット端末の利活用状況	1年生のときは問題なかった視力が今は近視と言われ、大変残念に思う。クラスでもメガネが必要な子が増えてきていると聞く。小学校1、2年生は特にタブレットとの関わり方が、視力にとって非常に大事な時期だということを今となっては大変後悔している。タブレットが目を与える影響などを調査し、事前に保護者に深刻さを示してもらえるとよいと思う。	学習用情報端末の使用の増加による児童・生徒の心身の健康への配慮について、教育委員会では重要な課題と受け止め、対応を行っています。 具体的には、1人1台タブレットを配付した際に併せて使用のルールを定めており、視力低下防止等のため正しい姿勢で30センチ程度顔を離して使うこと、また20分に一度は目を休ませることなどを、児童・生徒及び保護者に周知し、児童・生徒が守るべきルールとして指導の徹底を図っています。 また、各家庭においての取組も重要であることから、児童・生徒が家庭でスマートフォン等を扱う際にも適切に使用することができるよう、児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針を定め、家庭での使用時間のルールづくりなどの働きかけを行っています。 さらに、本区で年に3回設定している「めぐろ ここカラダ月間」では、学習用情報端末を見る時間を指す「スクリーンタイム」について、時間を決めて使用することの必要性を指導し、児童・生徒が健康について正しい知識をもつことができるようにしています。 これまでも学習用情報端末の使用に係る健康面への配慮については保護者の方々に一定の理解と協力を得ているところですが、引き続き、学校と連携の上、適正な使用について周知徹底を図り、学習用情報端末を最大限に活用した教育が行えるよう各学校を支援してまいります。	学校運営課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
8	いじめの現状といじめ問題への対応	自分も友人も大切に思えるよう自己肯定感を育むため、お互いをほめる教育活動が充実していて、素晴らしいと思う。教職員の方も子どもたちの良いところを見つけようとしてくださり、この素晴らしいサイクルを維持してほしい。ただ、中には高圧的な先生もいるため、その場合は、校長・副校長、教育委員会から適切な指導をしてもらいたい。	いじめ問題への対応等に係る本区の取組について、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。 学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童・生徒相互の人間関係、児童・生徒と教員の信頼関係は、児童・生徒の健全な成長と深くかかわっているものと認識しています。 全ての教職員が日頃から児童・生徒理解に基づく丁寧な指導を行うことができるよう、教職員の人権感覚や指導力の向上に努めていきます。	教育指導課
9	いじめの現状といじめ問題への対応	法令上のいじめについて、保護者や区民が思ういじめの概念との乖離が大きく、いじめの認知件数の増減をどう捉えるのか、様々な誤解を生む原因となっていると思う。受け手が不快に感じる行為を認知する必要はあるものの、呼び方は「いじめ」ではなく、別の表現にした方がよいと感じる。 また、いじめの認知件数をあげることは学校の感度が高いという評価によって、教員の事務的な負担増となっていないか、よく検証をしてもらいたい。 いじめについて、訴えられた方が加害となるが、重大事態に該当するケースでも、その事実認定は難しい場合も多く、被害を強く訴える保護者によって、加害者の児童・生徒が深く傷付く場合もある。保護者への対応に苦慮しているケースも多いと思うので、この点も区民に周知する必要があると思う。 （計2件）	いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条第1項において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められています。 加害者への対応については、学校いじめ対策委員会での協議を踏まえ、加害者・被害者の双方から話を聞き、事実関係を確認した上で保護者に説明し、加害者への指導等を行っています。 今後も「いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る」との認識の下、教職員、児童・生徒、保護者がいじめの定義を正確に理解し、法令を遵守した上で積極的ないじめの認知と早期対応、早期解決ができるよう取組を進めていきます。 なお、いじめの認知件数が多い学校の評価が高いということはございません。	教育指導課
10	不登校児童・生徒への取組	動画を見る限り、目黒区では不登校児に対して様々な取組を行っているようだが、学校や担任によって対応が違うように思う。不登校児に対するオンライン授業、授業の配信について、各校判断等で実現されないのは十分な不登校対策とは言えないと思う。 （計3件）	授業のオンライン配信やデジタルドリルによる学習の進め方については、各学校が実態に応じて判断し、実施しています。 また、令和5年度より、デジタルドリルを全児童・生徒が活用できるよう整備し、児童・生徒が自分に合った学習内容やペースで学習に取り組むことができるような環境整備を行っています。	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
1 1	不登校児童・生徒への取組	めぐろエミールについて、不登校の子どもが少しでも前向きになれるような環境のはずが、不登校児の特性等を理解し、その経験をもとに施設運営をされている方がいないように思え、もう少し専門性を持った取組がなされることを願う。中学3年生までしかエミールは利用できないが、それ以降の未来を考えた取組も検討してもらいたい。	めぐろエミールでは、子どもたちの心のオアシス的な場所となるよう居場所機能の充実を図っています。 また、通級を通して、生活リズムを整え、子どもの興味や関心に目を向け一人ひとりの状態に応じた支援に取り組んでいます。 令和5年度は、特別支援教育に知見を有する職員2名を新たに配置し、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談との連携をより一層深め、子どもの特性に応じた指導の充実を図っています。 また、18歳までの相談については、めぐろ学校サポートセンターの教育相談室をご案内しています。 引き続き、安心して通級できる環境の整備に努めてまいります。	教育支援課
1 2	不登校児童・生徒への取組	不登校の子どもは年々増えており、また、不登校の数字には入らなくても、保健室登校や朝の行き渋りまで含めると相当数の子どもや家庭が困っている。他自治体ではボランティア制度により多くの大人が学校や子どもをサポートしたり、市民向けのオンラインスクールを開校したり、不登校の子どもの学びの保障に対して様々な施策が展開されている。いわゆる校内フリースクールと呼ばれるような、校内教育支援センター（不登校傾向にある児童生徒が学校の中で安心して過ごし、学べる場を増やす取組）も有効だと思うので、不登校の子どもへの支援に対して前向きな検討をしてもらいたい。 〈計3件〉	令和5年度より、不登校児童・生徒及び予兆者に対して、一部の中学校をモデル校として指定し、校内別室指導支援員配置事業を実施しています。現在複数の生徒が、支援員が見守る中、在籍している学校の別室にて学習を行ったり、教室とは別の居場所として学校生活を送ったりしています。 また、モデル校以外の学校においても空き教室など、各学校の実態に応じて、別室で学習や居場所として過ごす支援を行っている学校もあります。 今後、モデル校の成果と課題を整理し、校内別室支援事業の拡充等について検討していきます。	教育支援課
1 3	不登校児童・生徒への取組	スクールカウンセラーが1人減ってしまい、残念に思っている保護者の声をよく聞く。 複数の児童に問題行動がある場合、スクールカウンセラーや教員経験の長い支援員の増員も検討してほしい。他校より1人多く配置されているのは理解できるが、学校規模に合わせて増員してもらいたい。	小学校のスクールカウンセラーは、学校規模（児童数や学級数）を基本として相談件数や問題行動等に応じて配置していることから、各学校の状況に応じて、配置の変更をしています。 中学校のスクールカウンセラーは、一律3名を配置しています。 今後もスクールカウンセラーの配置については、各校の状況を踏まえ検討していきます。	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
1 4	特別支援教育の推進	特別支援学級や特別支援教室等の利用者の増加に伴い、きめ細かな個別支援が行き届かず、結果として、学校への適応が難しくなり不登校になるケースも増えているように感じる。不登校支援、特別支援教育の両面からアプローチする課題だと思うので、両施策を連携させながら、対応をお願いしたい。	区では、国の制度に基づき配置する教員のほかに、特別支援学級の教員の補助をする補助員や学習指導講師を、学級の児童・生徒数などにより配置し、子どもの個々の特性や発達段階に応じた丁寧な指導を行っています。 一方で、様々な事情により、子どもが学校に適応することが難しくなった場合には、各学校に配置しているスクールカウンセラーによる相談、特別支援教育支援員の配置、めぐろ学校サポートセンターでの教育相談など、様々な支援を実施しています。 また、長期欠席等の状態となった子どもへの支援として、学習支援教室「めぐろエミール」において、安心して過ごせる場の提供や学習の指導や支援、学校への復帰や社会的な自立に向けた支援を行っています。 このように、不登校支援を含む特別支援教育に関する取組は、教育委員会、学校、保護者・児童・生徒が連携しながら、何が子どもにとって最も望ましいか、課題を多面的に検討し、対応していきます。	教育支援課
1 5	特別支援教育の推進	特別支援教室は、良い制度だと思うが、利用できる期間が都の方針で原則2年と知った。小学校は友人との関係性を学ぶ重要な時期だと思うので、区独自の制度で、発達段階に応じて6年間通級による指導が受けられるようにしてもらいたい。	東京都から「特別支援教室の運営ガイドライン」が示され、区では、令和4年度からガイドラインに基づき運用しています。このため、指導期間を区独自のルールとすることは、困難です。 特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることを目指して指導を行います。指導期間については、学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で原則1年間と定められています。 なお、必要な場合は、1年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での更なる指導の延長も含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行います。	教育支援課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
1 6	学校施設の計画的な更新	鷹番小学校の建て替えについて ・子どもが正しい転び方を身に付けるために、砂の校庭を維持してほしい。 ・特別支援学級の配置は現状の通常学級との距離がある場所ではなく、誰もが来られるような配置の工夫をしてもらいたい。 ・不登校児童が安心して過ごせるような多目的教室の充実を希望する。 ・工事の開始年は決まっているが、保護者や子どもへの説明の予定を明らかにしてほしい。設計が終わってから意見を求めるのではあまり意味がないと思う。（計4件）	鷹番小学校の建て替えは令和6年度から設計に着手し、令和8年度頃から着工する予定と考えています。現在、そのための準備作業を行っているところですので、説明会等の日程については検討中です。 校舎設計や校庭の仕様等については、令和6年度以降に検討していきます。 検討に当たっては「目黒区学校施設設計標準」に沿って地域、保護者、学校との意見交換を重ねながら進めていきます。	学校施設計画課
1 7	学校施設の計画的な更新	民間プールを活用した水泳指導について、交通事故のリスクを考慮し、鷹番小学校はコナミスポーツクラブ碑文谷を利用する、近隣の大学のプールを利用するなど試験的な取組を実施のうえ、最終判断してもらいたい。 また、使わなくなった学校のプールはどうなるのか。 （計3件）	民間プール（屋内温水プール）を活用した水泳指導については、多くの児童、保護者、教員から肯定的な意見をいただいております、引き続き児童等が安全に民間プールに移動できるよう留意したうえで継続していきたいと考えておりますが、利用施設は他校の状況も踏まえ検討していきます。 学校にプールを設置しない場合は、そのスペースを校庭や施設の充実に活用することができます。	学校施設計画課
1 8	学校施設の計画的な更新	学校の建て替えに際し、様々な機能の複合化を図ることは良いと思うが、財政状況を考えると、今後、公共施設の全体量を減らしていくことは必須であり、単に既存の施設を組み込むのではなく、真に必要なかつ有効な複合施設をつくってほしい。	目黒区では、区有施設見直し方針に基づき、複合化・多機能化に取り組んでいくこととしています。 敷地条件等により、複合化・多機能化の状況は変わりますが、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みを進めていきます。	学校施設計画課
1 9	統合による新設中学校の開校準備	新設中学校に令和9年に移転する時期について、明確にさせていただき、できれば春休みから4月に合わせてもらいたい。 というのも、数か月通うために一旦制服を作り、その後新設の制服をとると2種類作るのが無駄な経費になってしまうと思う。 他の入学予定の保護者からも同意見が出ている。	標準服の切り替えについては、第七中学校及び第八中学校の場所で開校する令和7年4月を予定しています。そのため、第九中学校及び第十一中学校の場所に整備される新校舎への移転に際して標準服を切り替えることはありません。 なお、新校舎への移転時期については、確定後速やかにお知らせいたします。	学校統合推進課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
20	統合による 新設中学校 の開校準備	統合に向けて、校名の選定、両校の交流活動などが始まるが、生徒たちが、新しい学校をつくることに夢や希望をもつことができ、在校生も卒業生もワクワク・ドキドキしながら新校開校を心待ちにできるような、前向きで分かりやすい情報発信、検討を進めていってほしい。 また、より良い学校づくりに向けて協力していけたらと思う。 〈計3件〉	既に統合対象校同士での校外学習や自然宿泊体験教室を合同で開催するなど、交流活動を開始しています。また校名の選定に当たっては児童・生徒も対象とした公募の実施、統合対象校の生徒の投票なども行いました。 今後の校章・校旗、校歌の制作にあたってはアイディア募集や制作過程への参加、標準服の検討に当たってはアンケートや投票の実施など、児童・生徒が発達段階や興味・関心に応じて参加できる仕組みを整えていきます。 また、これらの取組の情報発信についても児童・生徒が理解できる表現とするとともに、生徒による検討状況やその取組に対する生徒の思いが伝わるような工夫をして開校に向けた機運醸成に努めていきます。	学校統合推進課
21	教職員の働き方改革の推進	教職員の方々が休憩や休暇を取得できる環境づくりの取組に賛成する。多少保護者の負担が増えたとしても、質の高い教育を提供するために、長い目で見れば大切なことだということを保護者も理解してくれるはずである。先生方にもプライベートがあり、教職員という仕事があるんだということをお子孫が自身も仕事という側面から理解することも将来を考えるきっかけになり得るのではないかな。	教職員の働き方改革の取組にご理解いただき、ありがとうございます。 教育委員会では、働き方改革の目的や具体的取組等を多くの保護者、地域の皆様にご理解・ご協力いただくため、教職員が休憩を十分に取得できていない現状等を記載したポスターを作成し、周知に努めています。教職員が子どもたちと向き合う時間を創出できるよう、引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。	教育政策課 教育指導課
22	教職員の働き方改革の推進	教職員の働き方改革の成果指標は「勤務時間」になりがちだが、時短を目的とするのではなく、目黒区で働く教員は、かつて自身が教員になろうとしたときに思い描いていた夢を取り戻し、「自分が理想とする教員像に向かっていける」ことを目標に、思い切った取組を推進してもらいたい。 〈計2件〉	令和5年2月に改定した「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）において、教員の時間外在校等時間（いわゆる「勤務時間」）を減らすことを目標にしていますが、あくまでも目的は子どもたちと向き合う時間を創出することとしています。目標が目的にならないよう、実行プログラムの具体的取組を着実に進めるとともに、国や東京都の動向も踏まえ、働き方改革を積極的に進めていきます。	教育政策課 教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
23	教職員の働き方改革の推進	教職員の働き方改革に大いに賛成する。保護者連絡システム（アプリ）でお便りの配信や欠席連絡が出来るなど、学校側の負担も減り、保護者側もとても便利になったと感じているが、まだまだできることがあるのではと感じる。事務作業の効率化、保護者ボランティアを頼る、事務スタッフを増やすなど幅広く検討してもらいたい。 〈計2件〉	教職員の働き方改革の取組にご理解いただき、ありがとうございます。これまでも教育活動停止日の実施、保護者連絡システムの活用等により負担軽減のための改善を図っているところです。 一方で、働き方改革を一層進めるには、学校だけではなく、保護者や地域のかたが学校運営や教育活動を支援する活動に参画する体制づくりを進める必要があると考えており、教職員の負担軽減につながる仕組みの構築について、検討していきます。	教育政策課 教育指導課
24	教職員の働き方改革の推進	先生方の温かい指導等にいつも大変感謝しているが、働き方改革の中で夏休みのプールやサマースクールの見直し等があった。子どもたちの学びの時間を削るような改革ではなく、教員の事務作業等の軽減を図る工夫をし、子どもとのコミュニケーションを増やすなど検討すべきではないか。放課後の教員の事務作業軽減を図るために事務内容の見直し、情報管理システム構築を進めることや専門スタッフの配置など、先生方の業務改善を行うことこそ、真の「働き方改革」だと思う。 〈計3件〉	教員の働き方改革については、さらに一段進めていくため、令和5年2月に改定した実行プログラムの具体的取組に基づき、令和5年度は業務改善モデル校（田道小学校、緑ヶ丘小学校、第十中学校、目黒中央中学校）を指定し、試行的な取組を行っているところです。 学期中の教育活動など、教員でないと実施することができない部分について注力するために、教員は、夏季休業期間中に研修を受講し、児童・生徒への指導の充実を図るための研鑽を積んでいるところです。夏季休業期間中など、教育課程外の活動については、地域の力を活用することなどを検討していきます。 また、教員が校務や授業で利用するシステムについては、令和4年3月策定の「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」や実行プログラムの具体的取組に基づき、教員の利便性向上や負担軽減のための改善を図り、働きやすい環境の実現に向けた取組を順次進めていきます。	学校ICT課 教育指導課
25	教育施策説明会	教育施策説明会について、コロナ後においても、オンラインでの開催が継続されて感謝している。対面開催の頃は、週末の貴重な時間を割き、渋々参加している人にとっては負担が大きく、今はオンラインでの開催を歓迎する声がほとんどとなっている。また、動画だけでなく、このような意見表明できる機会を得られて有難く、LINEで情報が送られてくるのも良いと思う。 〈計3件〉	教育委員会としても、時間や場所を限定しない形での視聴が可能である説明動画のオンライン視聴とアンケートフォームが新たな情報発信・意見募集の方法として定着したものと認識しており、今後も教育施策説明会の実施形態として継続していきたいと考えています。また、動画配信・意見募集の周知についても、SNS等を積極的に活用し、発信していきます。	教育政策課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
26	教育施策説明会	教育施策説明会について、オンラインと対面のハイブリッドにし、情報交換のためのワークショップなどを同時開催すると、さらに有意義な時間になると思う。	いただいたご意見を踏まえ、新型コロナの「5類」移行に伴い、皆様からのご意見やご質問を対面で伺う機会について、手法等含めて検討していきます。	教育政策課
27	その他の教育施策等	小学校を会場に民間の検定試験（漢検、数検、英検）が受けられるようにしてほしい。 目標を立てるのが苦手な子もいるため、学習の定着度をはかる、確認する上でも有効だと思う。 子ども教室で漢検に取り組んでいるところもあるようだが、チャレンジタイムなどの時間も有効に使えると思う。	小学校では学習指導要領に基づき各教科の教育活動を行っています。教育委員会としましては、漢検、数検、英検等の民間の検定試験については、個人の判断で受検すべきものと捉えており、全ての児童が行う学校の教育活動の一環として行う考えはございません。 一方、検定試験を受けることは、その合格（通過）を目標に学習への動機づけの一つとして有用と認識していますので、子ども教室事業等、地域の力を活用して放課後や土日に学校を会場として実施することは可能であると考えます。	教育指導課
28	その他の教育施策等	学校において、哲学の授業や日本語の語彙力をつけたり、言葉での表現力を高める教育をしてほしい。また、鼓笛隊や合唱などで、音楽教育を充実させてほしい。	めぐろ学校教育プランでは、目指す子ども像を「21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども」としています。区立学校においては、この子ども像の実現に向け、学習指導要領に沿って、教育課程を工夫して編成し取り組んでいます。また、探究的な活動や体験的な活動等を通して、自分を見つめ生き方を考えたり、多様な考えや感じたことを様々な方法で表現したり、互いに表現したことを共有することで、子ども一人ひとりの学びを深めています。 各学校は、編成した教育課程の中で合唱を含む歌唱や演奏を含む器楽、創作などの表現活動を行い、音楽教育の充実に向けて取り組んでいます。また、各学校では中学校部活動・小学校特設クラブのような課外活動の中で合唱や金管、吹奏楽等の音楽に関する様々な活動を取り入れ、児童・生徒の音楽性を伸ばすとともに、協力する気持ち等を培っています。 今後も教育委員会では、学校教育の充実が図られるよう、様々な施策を通して支援していきます。	教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
29	その他の教育施策等	各区立小学校の校章入りの指定の帽子を作ってほしい。小学校1年生は黄色い帽子があるが、2年生からはなく、今は各自が用意した帽子をかぶっているが、指定じゃないという理由でかぶらない子どももいる。夏は熱中症対策にもなり、けがの予防にもなる。地域の人もどこの小学生か分かるので、検討してもらいたい。	区では、登下校の交通安全を目的として、小学校1年生を対象に、黄色い帽子を無償で配付しています。 また、「目黒区立学校・園 熱中症対策ガイドライン」では、熱中症の予防として、帽子を着用するよう児童を指導することになっています。各家庭においても、暑い時期には帽子を着用して登下校するなど、熱中症予防に協力をお願いします。 小学2年生以降の（校章入りの）指定の帽子の導入は学校ごとの判断になりますので、各学校にご相談ください。	教育政策課
30	その他の教育施策等	目黒区は学校司書に相当する学校図書館支援員の配置時数が他区と比較して少ないと聞く。学校図書室へ司書を配置してほしい。動画のような受け身の体験が増えている分、優れた児童文学や伝記に触れることは、子どもたちに大きな夢や感動等を与え、その心を豊かにし、将来世界で活躍する上で必ず役に立つと思う。学校図書館の充実により、いじめや不登校等様々な課題の解決につながると思うので、検討してもらいたい。	子どもたちの読書活動推進に係る学校図書館の充実について、学校図書館支援員の果たす役割の重要性は認識しているところです。今後の区立図書館との連携や子どもたちの読書活動推進の方向性を考慮し、学校図書支援員の配置時数及び運営方法等について検討していきます。	教育指導課
31	その他の教育施策等	土曜日の学校公開の時に月曜日が振替休日になっているが、家で子ども1人過ごさせるのは不安で、働きにもいけないため、やめてもらいたい。 他区から転入してきたが、目黒区は月曜日休みが多すぎる。土曜日は学校休みにして月曜日は通常の登校にしてもらいたい。	本区では、平成19年度から全小・中学校で二期制を、平成20年度から、夏季休業期間の5日間の短縮を導入し、振替休業日を設けることなく土曜日に授業を行う、「土曜授業」を実施することなく、学校週5日制を完全実施しています。 学校では、より多くの保護者や地域の方々に教育活動をご理解いただくため、休日に学校行事や公開授業等を実施する場合がありますが、その場合は児童・生徒の負担過重を考慮し、振替休業日を設けることとしています。 なお、小学校では振替休業日においても子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所として、児童館や学童保育クラブを整備していますので、ご活用ください。	教育指導課

番号	項目	意見等（要旨）	教育委員会の考え方	回 答
32	その他の教育施策等	保護者連絡システム「Home & School」について、P T Aが連絡用途で活用できないために、紙の印刷物として配布せざるを得ず、負担となっている。公費負担されているものをP T Aが使えないということであれば、学校にあるP T A室の使用や先生方が勤務時間内にP T A関係の対応をすることもできなくなるのではないか。学校はP T Aから備品等を寄付されている一方で、P T Aのアプリ活用は認めないのは失礼とも思える。「Home&School」の配信依頼を通じてP T Aの保護者と先生の接点が増え、交流につながるなどプラスの面もあると思うので、同アプリの利用について教育委員会や一部の校長が否定的だという話も聞くが、むしろ推奨してもらいたい。	保護者連絡システムは、平時・緊急時における情報共有の強化を図るとともに、学校・保護者双方の負担軽減と利便性の向上を図ることを目的として導入しています。 教育委員会としては、ペーパーレス化等の取組を一層推進するため、同システムを積極的に活用することを推奨し、学校・園や保護者に対して通知文を発出するなど、呼びかけを行っているところです。 また、同システムを使って保護者への通知等を行う発信者は、学校教職員と教育委員会を想定しています。配信する資料については、学校・園が実態に応じて判断しています。	教育政策課 教育指導課
33	その他の教育施策等	今年度の社会教育講座「小学5年生の理系入門」は、一部の小学校の運動会と日程が重なっていた。区内の小学校の学校行事と重ならないよう公平性に配慮をお願いしたい。	企画の段階で区内小学校の行事予定を確認し、講座の開催日と重ならないよう、日程調整に努めます。	生涯学習課
34	その他の教育施策等	自身の子どもが私立、その後中等教育学校で、町会にも加入していないため、地域の方々との交流が全くない。町会掲示板にサークル活動やボランティア活動などのメンバー募集があるが、町会加入を問わず申しめるのが分かりにくい。 私立に通っている子も多い時代なので、学校が違って地域の方々と交流できるように、また、地域の同年代の子たちと切磋琢磨できるように、地域単位の活動も広く情報発信公開して、参加できるようにしてほしい。 また、区で活動している団体のデータベースをネットで見たが、大変検索しにくく、とてもこの中で目的のサークルを探すことはできないと感じた。	教育委員会が行っている青少年対象の事業は区報やホームページ、ポスター・チラシ等で参加者を募集しており、区内在住・在学であればどなたでもご参加いただけます。 地域単位の活動や区で活動している団体のデータベースについてのご意見は、所管課である地域振興課にお伝えいたします。	生涯学習課

寄せられた意見等 56件

*複数の意見等が記載されていた場合は、項目ごとに分けて掲載しています。